

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法施行規則第 18 条により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が定められています。

この期間は、本人の休養と学校での集団感染を防ぐため、学校長が出席停止の措置をとることになっています。

感染症の疑いがある場合は、速やかに医師による診断を受け、担任までご連絡ください。

感染症の場合は、医師の許可を受けてから登校し、「学校感染症による欠席届」を保護者が記入し、担任にご提出願います。

(登校後、担任または保健室から用紙を受け取るか、下の届を印刷してご記入ください。)

【令和 2 年 8 月 5 日追記】 新型インフルエンザ感染症欠席届